



J-クレジット制度の概要について

令和元年 10月

経済産業省 産業技術環境局 環境経済室

<Outline>

1. 地球温暖化問題を巡る状況

2. 我が国の地球温暖化対策

3. J-クレジット制度の概要

1.地球温暖化問題を巡る状況

2.我が国の地球温暖化対策

3. J ークレジット制度の概要

国連気候変動枠組条約 （UNFCCC）

（1992年採択、1994年発効。日本は1993年に締結）

○全国連加盟国（197ヶ国・地域）が締結・参加。

○大気中の温室効果ガス濃度の安定化が究極の目的。

○全締約国の義務 ⇒ 温室効果ガス削減計画の策定・実施、排出量の実績公表。

○先進国の追加義務 ⇒ 途上国への資金供与や技術移転の推進など。

○CBDRRC（Common But Differentiated Responsibilities）の考え方→先進国は途上国に比べて重い責任を負うべき。

＜条約の目的を達成するための具体的枠組み＞

京都議定書 （2020年までの枠組）

- ・UNFCCC締約国のみ署名・締結可能（議定書24条・25条）
- ・UNFCCCを脱退すれば、京都議定書も脱退（議定書27条）

○1997年COP3で採択。先進国（附属書I国）のみに条約上の数値目標を伴う削減義務

2001年 米国離脱宣言

2002年 日本批准

2005年 京都議定書発効

【第一約束期間】（2008年～2012年）

・日本（▲6%（90年度比））、EU（▲8%（同））、ロシア、豪州等に数値目標。

・カナダは2012年に議定書自体から脱退。

【第二約束期間】（2013年～2020年）＜未発効＞

・EU、豪州等に数値目標。

・日本、ロシア、ニュージーランドは不参加。

パリ協定 （2020年以降の将来枠組）

- ・UNFCCC締約国のみ署名・締結可能（協定20条・21条）
- ・UNFCCCを脱退すれば、パリ協定も脱退（協定28条）

○全ての国に削減目標提出・削減義務

・2015年11月 COP21パリ協定採択

・2016年4月 日本署名

・2016年11月 パリ協定発効

・2016年5月より、パリ協定特別作業部会（APA）等においてUNFCCC全加盟国（197ヶ国・地域）により、パリ協定の実施指針（案）を交渉開始。

・2018年12月COP24 実施指針採択

パリ協定の発効（2016年11月4日）

- 京都議定書と異なり、**途上国を含む主要排出国全て**が、「2℃目標」の達成に向けた行動義務を負う（**国別の削減目標でなく、ボトムアップ・アプローチ**）。

パリ協定の内容

○長期目標

- 世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つ＋1.5℃に抑える努力を追求
- 早期に世界の温室効果ガスの排出量をピークアウト＋今世紀後半のCarbon Neutrality(温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡)

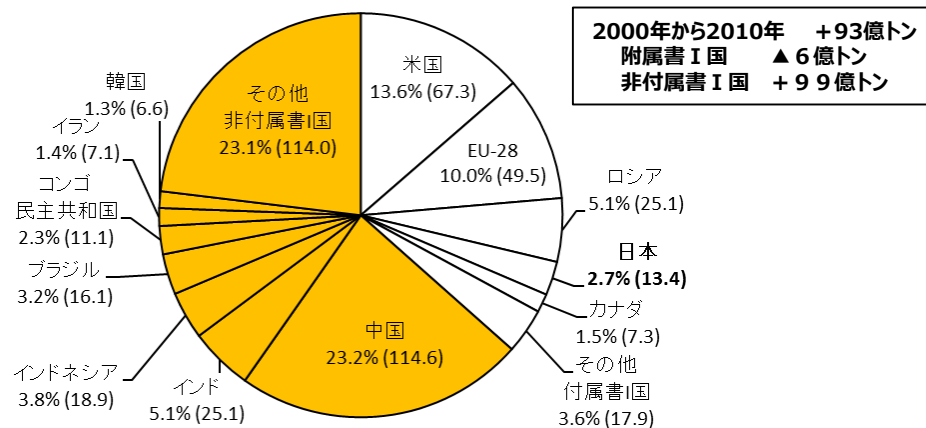
○プレッジ&レビュー

- 中期目標（NDC: Nationally Determined Contribution）を策定して、5年ごとに条約事務局に提出・更新。

○長期低排出発展戦略

- すべての締約国が作成、通報するよう努力。COP21決定において、**2020年前までの提出が招請**。

各国別の温室効果ガス排出量シェア



附属書I国37%(180.5)

非附属書I国63%(313.4)

【出典】CO2 EMISSIONS FROM FUEL COMBUSTION 2016 (IEA)

主要国の約束草案（温室効果ガスの排出削減目標）の比較

国名	1990年比	2005年比	2013年比
日本	▲18.0% (2030年)	▲25.4% (2030年)	▲26.0% (2030年)
米国	▲14～16% (2025年)	▲26～28% (2025年)	▲18～21% (2025年)
EU	▲40% (2030年)	▲35% (2030年)	▲24% (2030年)
中国	2030年までに、2005年比でGDP当たりの二酸化炭素排出を-60～-65% (2005年比) 2030年頃に、二酸化炭素排出のピークを達成		
韓国	+81% (2030年)	▲4% (2030年)	▲22% (2030年)

- ◆ 米国は2005年比の数字を、E U は1990年比の数字を削減目標として提出
- ◆ 韓国は「2030年（対策無しケース）比37%削減」を削減目標として提出

(参考)科学的分析

- 温暖化の影響については、科学的分析も進展。気象庁気象研究所は、**2018年夏の猛暑は温暖化の影響なしには起こりえなかった、西日本豪雨も温暖化の影響で降雨量が増加**との分析結果を発表。2℃目標が達成できたとしても、猛暑日の発生回数が現在の1.8倍になる見通し。
- IPCCは、2018年に発表した特別報告書において、**現在のトレンドが続けば、2030年から2052年の間に世界の温度上昇が1.5℃を超える**こと等を発表。

気象庁気象研究所等による評価 (2019年5月)

- 地球温暖化を考慮しなければ、2018年のような猛暑は起こりえなかった。
- 世界の気温上昇が2℃に抑えられたとしても、国内での猛暑日の発生回数は現在の1.8倍となる。
- 2018年の西日本豪雨についても、温暖化により、降水量が6～7%程度増加した可能性あり。(123地点で降雨量の記録が更新されたが、温暖化がなければ100地点未満にとどまっていた可能性)

IPCC 1.5℃報告書 (2018)

- 人為起源による気温上昇は、産業革命以前と比較して約1℃に到達。現在のトレンドが続けば、2030年から2052年の間で1.5℃を超える。
- 1.5℃で安定化を図るためには、CO2排出量が急速に削減し、2030年までに対2010年比で約45%減少、2050年近辺までに正味ゼロに到達が必要。2℃で安定化を図る場合には、CO2排出量を2030年までに約20%削減し、2075年近辺に正味ゼロに達することが必要。
- 1.5℃で安定化を図るための緩和コストは、2℃シナリオよりも平均で3～4倍高い。
- 各国の削減目標全てを達成しても、1.5℃での安定化は困難。2030年以降排出削減を加速しても、1.5℃に抑制できない。
(※1.5℃に整合的な排出経路の2030時点での排出量は、NDC全てを達成した場合の同時点の半分の水準。)

1. 地球温暖化問題を巡る状況

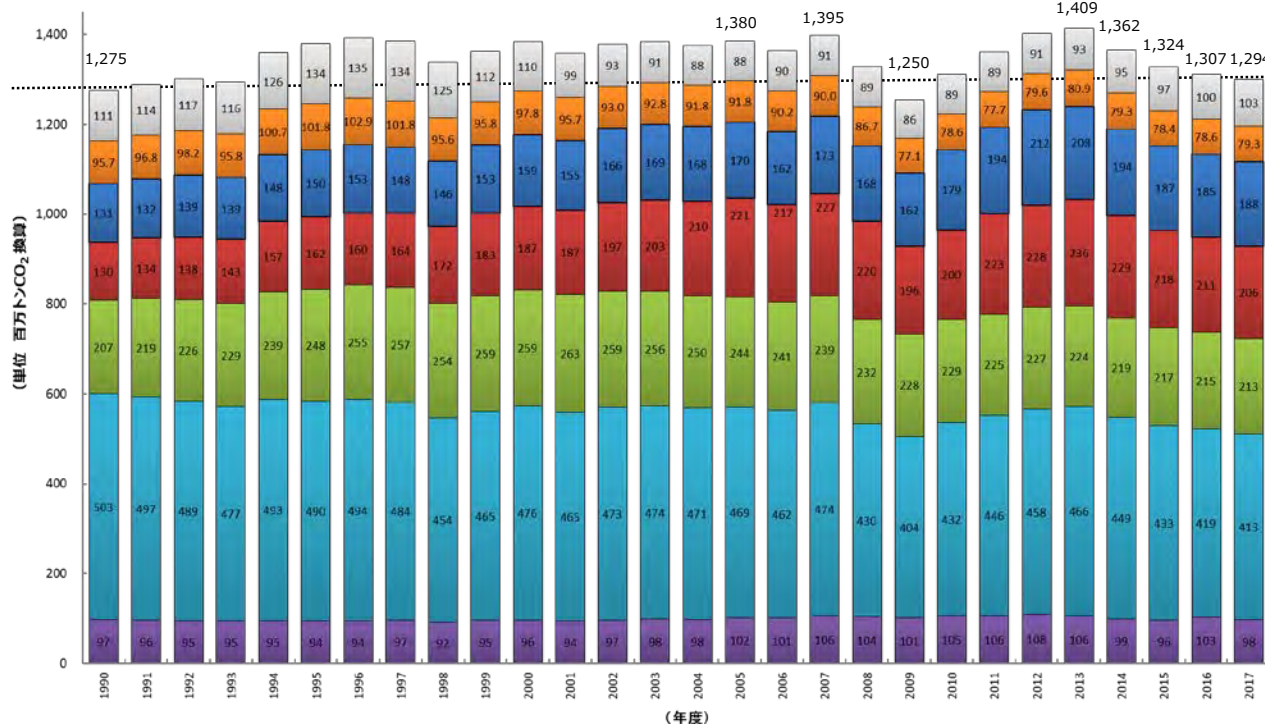
2. 我が国の地球温暖化対策

3. J-クレジット制度の概要

国内の温室効果ガス排出量の実態

- 2017年度の我が国の温室効果ガス総排出量は12.94億トンであり、4年連続で減少。
- 前年度と比べて排出量が減少した要因としては、オゾン層破壊物質からの代替に伴い、冷媒分野においてハイドロフルオロカーボン類（HFCs）の排出量が増加した一方で、太陽光発電及び風力発電等の導入拡大や原子力発電の再稼働等によるエネルギーの国内供給量に占める非化石燃料の割合の増加等のため、エネルギー起源のCO₂ 排出量が減少したこと等が挙げられる。
- 他方、1990年（石油危機後の大幅なエネルギー効率改善後）と比べると総排出量は増加（1990年：12.75億トン→2017年度：12.94億トン）。部門別では産業部門は減少する一方、運輸・業務その他・家庭の各部門で増加している。

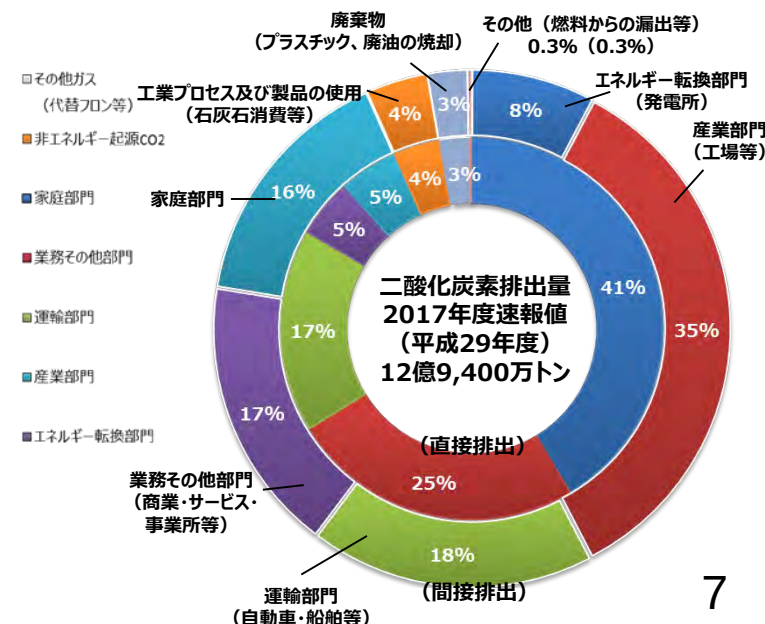
温室効果ガス排出量の推移（1990-2017年度）



部門別CO₂排出量の変化

	1990年度	2017年度
産業	5.03億トン	4.13億トン(▲17.9%)
運輸	2.07億トン	2.13億トン(+2.9%)
業務その他	1.30億トン	2.06億トン(+58.5%)
家庭	1.31億トン	1.88億トン(+43.5%)

部門別CO₂排出量内訳（2017年度速報値）



中期の目標

2030年度において、2013年度比26.0%減の水準にする

「地球温暖化対策計画」（2016年閣議決定）

- 技術的制約、コスト面の課題等を十分に考慮した裏付けのある対策・施策や技術の積み上げによる実行可能な削減目標（ターゲット）

※1 非エネルギー起源CO₂、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス
 ※2 2030年度に約3,700万t-CO₂（2013年度総排出量の▲2.6%相当）の吸収量確保を目標とする。

	2030年度の温室効果ガス削減目標 (2013年度比)	2030年度の温室効果ガス削減量 (2013年度比)
温室効果ガス削減量	▲26.0%	▲366
エネルギー起源CO ₂	▲25.0%	▲308
その他温室効果ガス（※1）	▲11.9%	▲20.6
吸収源対策（※2）	—	▲37

長期のビジョン

最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、それを**野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現**することを目指す

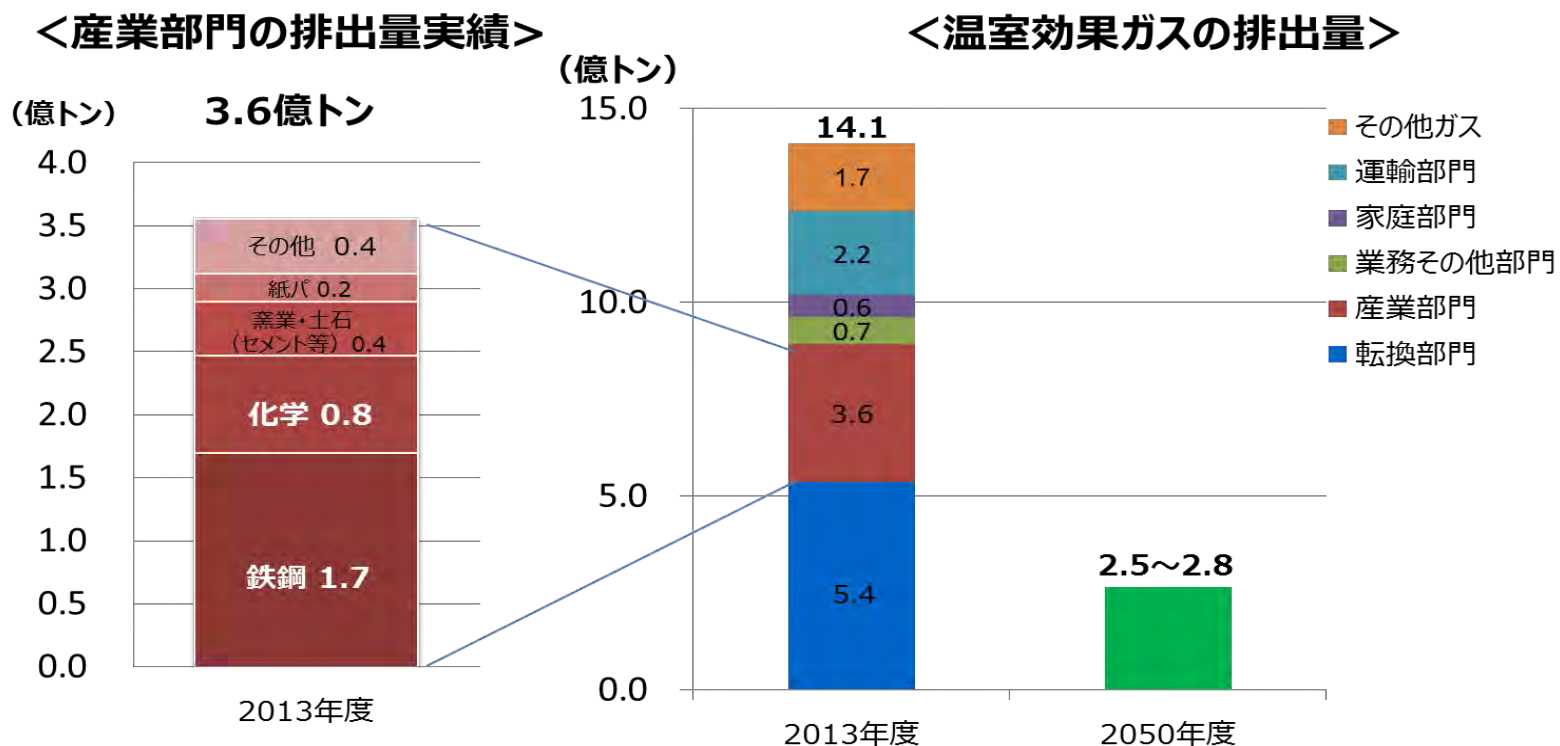
2050年までに80%の削減に大胆に取り組む

「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（2019年閣議決定）

- 将来の「あるべき姿」としてビジョンを明確に掲げるとともに、政府としてそれに向けた政策の方向性を示すことにより、全てのステークホルダーに対して、あらゆる可能性を追求しつつ実現に向けて取り組むことを促していく

2050年▲80%の含意

- 80%削減という水準は、仮に、①業務・家庭部門をオール電化又は水素利用とし、②運輸部門をゼロエミッション車に転換し、③再エネ・原子力・CCS付火力で電力を100%非化石化したとしても、農林水産業と2～3の産業しか許容されない水準。
- 現在の技術を前提として国内でやるとすれば、社会インフラを総入れ替えする程の巨額のコスト負担と、痛みを伴う産業構造の大転換を意味している。（外交・防衛、財政健全化、社会保障、エネルギー安全保障等の多様な政策目的との整合性も不可欠）



※ 1 ここでは、2次エネルギー供給分を各部門に分配しない直接排出量としている。

※ 2 なお、農林水産分野の排出量は、0.4億トン

・CO₂（農業機械、漁船等）：3.0百万トン

・メタン（牛など家畜のゲップ、稲作等）：28.0百万トン

・一酸化二窒素（家畜の排泄物、農用地土壌等）：10.3百万トン

COP21(2015年12月)においてパリ協定が採択され、2016年11月4日に発効。

●長期目標（2℃目標）

- ・世界の平均気温上昇を**産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力**を追求。
- ・出来る限り早期に世界の温室効果ガスの排出量をピークアウトし、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡を達成。
- ◆先進国、途上国を問わず、特定年次に向けての世界の削減数値目標は合意されなかった。

●プレッジ&レビュー

- ・主要排出国を含む全ての国が自国の国情に合わせ、**温室効果ガス削減目標（NDC：Nationally Determined Contribution）を策定し、5年ごとに条約事務局に提出・更新。**
- ・各国は目標の達成に向けた進捗状況に関する情報を定期的に提供。提出された情報は、専門家によるレビューを受ける。
- ◆先進国、途上国を問わず、特定の排出許容量をトップダウンで決める方式は採用されなかった。
また、目標が未達の場合にクレジットを購入してオフセットするペナルティも導入されなかった。

●長期低排出発展戦略

- ・全ての締約国は、**長期的な温室効果ガスの低排出型の発展のための戦略**を作成し、及び通報するよう努力すべきであるとされた。
- ◆COP21決定において、長期低排出発展戦略について、**2020年までの提出が招請**されている。

2050年に向けた主要国の戦略

	削減目標	柔軟性の確保	主な戦略・スタンス		
米国	▲80%以上 (2005年比)	削減目標に向けた 野心的ビジョン (足下での政策立案を意図するものではない) providing an ambitious vision to reduce net GHG emissions by 80 percent or more below 2005 levels by 2050.	ゼロエミ比率 引き上げ 変動再エネ + 原子力	大幅な電化 (約20%→45~60%)	米国製品の 市場拡大を 通じた貢献
カナダ	▲80% (2005年比)	議論のための 情報提供 (政策の青写真ではない) not a blue print for action. Rather, the report is meant to inform the conversation about how Canada can achieve a low-carbon economy.	電化分の確保 水力・変動再エネ + 原子力 ※既にゼロエミ電源比率は約80%	大幅な電化 (約20%→40~70%)	国際貢献を 視野 (0~15%)
フランス	▲75% (1990年比)	目標達成に向けた あり得る経路 (行動計画ではない) the scenario is not an action plan: it rather presents a possible path for achieving our objectives.	電化分の確保 再エネ + 原子力 ※既にゼロエミ電源比率は90%以上	大幅な省エネ (1990年比半減)	仏企業の 国際開発支援を 通じて貢献
英国	▲80%以上 (1990年比)	経路検討による今後数年の 打ち手の参考 (長期予測は困難) exploring the plausible potential pathways to 2050 helps us to identify low-regrets steps we can take in the next few years common to many versions of the future	ゼロエミ比率 引き上げ 変動再エネ + 原子力	省エネ・電化を 推進	環境投資で 世界を先導
ドイツ	▲80~95% (1990年比)	排出削減に向けた 方向性 を提示 (マスタープランを模索するものではない) ※定期的な見直しを行う not a rigid instrument; it points to the direction needed to achieve a greenhouse gas-neutral economy.	引き上げ 変動再エネ	大幅な省エネ (1990年比半減)	途上国 投資機運の 維持・強化

パリ協定長期成長戦略懇談会



<設置趣旨>

2019年のG20議長国として、環境と経済成長との好循環を実現し、世界のエネルギー転換・脱炭素化を牽引する決意の下、成長戦略として、パリ協定に基づく、温室効果ガスの低排出型の経済・社会の発展のための長期戦略を策定するための有識者懇談会を設置。

<検討の方向性> 未来投資会議（2018年8月）における安倍総理指示

- ① 従来型の規制でなく、情報開示・見える化を進めることで、グリーン・ファイナンスを活性化
- ② 途上国などでも、公的資金中心の支援から、民間ファイナンスによるビジネス主導に転換
- ③ 革新的なイノベーションに向かって、野心的な目標を掲げ、官や民も、世界中の叡智を結集

<構成員>

（投資・金融）

- 隅 修三 東京海上ホールディングス株式会社代表取締役会長
 - 水野 弘道 国連責任投資原則協会理事/GPIF理事兼CIO
- （産業）
- 内山田 竹志 トヨタ自動車株式会社代表取締役会長
 - 進藤 孝生 日本製鉄株式会社代表取締役会長
 - 中西 宏明 一般社団法人日本経済団体連合会会長

（学識経験者・有識者）

- 枝廣 淳子 大学院大学至善館教授/有限会社イズ代表取締役
 - 北岡 伸一 東京大学名誉教授、JICA理事長【座長】
 - 高村 ゆかり 東京大学サステナビリティ学連携研究機構教授
 - 安井 至 国際連合大学名誉副学長
- （地域・自治体）
- 森 雅志 富山市長

<開催経緯>

2018年

- 8月 3日 第1回：懇談会設置
- 9月 4日 第2回：外部有識者からのヒアリング（名古屋大学 天野教授、東京大学 五神教授）
- 11月19日 第3回：外部有識者からのヒアリング（アムンディアセットマネジメントCEO イブ・ペリエ氏、
ENGIE上級副社長 ディディエ・オロー氏、岡山県真庭市長 太田昇氏）

- 12月21日 第4回：フリーディスカッション

2019年

- 4月2日 第5回：提言とりまとめ

引用元：官邸HP

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/parikyoutei/>

第1章：基本的な考え方（ビジョン）

- 最終到達点としての「**脱炭素社会**」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2050年までに80%の削減に大胆に取り組む ※積み上げではない、将来の「あるべき姿」
※1.5℃努力目標を含むパリ協定の長期目標の実現にも貢献
- ビジネス主導の非連続なイノベーションを通じた「**環境と成長の好循環**」の実現、取組を今から迅速に実施、世界への貢献、**将来に希望の持てる明るい社会を描き行動を起こす**
[要素：SDGs達成、共創、Society5.0、地域循環共生圏、課題解決先進国]

第2章：各分野のビジョンと対策・施策の方向性

第1節：排出削減対策・施策

1.エネルギー：エネルギー転換・脱炭素化を進めるため、あらゆる選択肢を追求

- ・再エネの主力電源化
- ・火力はパリ協定の長期目標と整合的にCO₂排出削減
- ・CCS・CCU/カーボンリサイクルの推進
- ・水素社会の実現/蓄電池/原子力/省エネ

2.産業：脱炭素化ものづくり

- ・CO₂フリー水素の活用（「ゼロカーボン・スチール」への挑戦等）
- ・CCU/バイオマスによる原料転換（人工光合成等）
- ・抜本的な省エネ、中長期的なフロン類の廃絶等

3.運輸：“Well-to-Wheel Zero Emission”チャレンジへの貢献

- ・2050年までに世界で供給する日本車について世界最高水準の環境性能を実現
- ・ビックデータ・IoT等を活用した道路・交通システム

4.地域・暮らし：2050年までにカーボンニュートラルでレジリエントで快適な地域と暮らしを実現/地域循環共生圏の創造

- ・可能な地域・企業等から2050年を待たずにカーボンニュートラルを実現
- ・カーボンニュートラルな暮らし（住宅やオフィス等のストック平均でZEB・ZEH相当を進めるための技術開発や普及促進/ライフスタイルの転換）
- ・地域づくり（カーボンニュートラルな都市、農山漁村づくり）、分散型エネルギーシステムの構築

第2節：吸収源対策

(参考) パリ協定長期成長戦略(2019年6月11日閣議決定)のポイント②

第3章：「環境と成長の好循環」を実現するための横断的施策

第1節：イノベーションの推進

・温室効果ガス的大幅削減につながる横断的な脱炭素技術の実用化・普及のためのイノベーションの推進・社会実装可能なコストの実現

(1) 革新的環境イノベーション戦略

- ・コスト等の明確な目標の設定、官民リソースの最大限の投入、国内外における技術シーズの発掘や創出、ニーズからの課題設定、ビジネスにつながる支援の強化等
- ・挑戦的な研究開発、G20の研究機関間の連携を強化し国際共同研究開発の展開(RD20)等
- ・実用化に向けた目標の設定・課題の見える化
 - CO₂フリー水素製造コストの10分の1以下など既存エネルギーと同等のコストの実現
 - CCU/カーボンリサイクル製品の既存製品と同等のコストの実現、原子力（原子炉・核融合） ほか

(2) 経済社会システム/ライフスタイルのイノベーション

第2節：グリーン・ファイナンスの推進

・イノベーション等を適切に「見える化」し、金融機関等がそれを後押しする資金循環の仕組みを構築

(1) TCFD※等による開示や対話を通じた資金循環の構築 ※気候関連財務情報開示タスクフォース

- ・産業：TCFDガイダンス・シナリオ分析ガイド拡充/金融機関等：グリーン投資ガイダンス策定
- ・産業界と金融界の対話の場（TCFDコンソーシアム）
- ・国際的な知見共有、発信の促進（TCFDサミット（2019年秋））

(2) ESG金融の拡大に向けた取組の促進

- ・ESG金融への取組促進（グリーンボンド発行支援、ESG地域金融普及等）、ESG対話プラットフォームの整備、ESG金融リテラシー向上、ESG金融ハイレベル・パネル 等

第3節：ビジネス主導の国際展開、国際協力

・日本の強みである優れた環境技術・製品等の国際展開/相手国と協働した双方に裨益するコ・イノベーション

(1) 政策・制度構築や国際ルールづくりと連動した脱炭素技術の国際展開

- ・相手国における制度構築や国際ルールづくりによるビジネス環境整備を通じた、脱炭素技術の普及と温室効果ガスの排出削減（ASEANでの官民イニシアティブの立上げの提案、市場メカニズムを活用した適切な国際枠組みの構築 等）

(2) CO₂排出削減に貢献するインフラ輸出の強化

- ・パリ協定の長期目標と整合的にCO₂排出削減に貢献するエネルギーインフラや都市・交通インフラ（洋上風力・地熱発電などの再エネ、水素、CCS・CCU/カーボンリサイクル、スマートシティ等）の国際展開

(3) 地球規模の脱炭素社会に向けた基盤づくり

- ・相手国におけるNDC策定・緩和策にかかる計画策定支援等、サプライチェーン全体の透明性向上

第4章：その他

- ・人材育成
- ・公正な移行
- ・政府の率直的取組
- ・適応によるレジリエントな社会づくりとの一体的な推進
- ・カーボンプライシング(専門的・技術的議論が必要)

第5章：長期戦略のレビューと実践

- ・レビュー：6年程度を目安としつつ情勢を踏まえて柔軟に検討を加えるとともに必要に応じて見直し
- ・実践：将来の情勢変化に応じた分析/連携/対話

1. 地球温暖化問題を巡る状況

2. 我が国の地球温暖化対策

3. J-クレジット制度の概要

- 地球温暖化対策計画（日本の約束草案実現に向けた削減計画、平成28年5月13日閣議決定）では、J-クレジット制度を「分野横断的な施策」と位置づけ。
- あわせて、カーボン・オフセットの推進を「国民運動の展開」として位置づけ。

第3章 目標達成のための対策・施策

第2節 地球温暖化対策・施策

2. 分野横断的な施策

(a) J-クレジット制度の推進

○ J-クレジット制度の推進

国内の多様な主体による省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの活用等による排出削減対策及び適切な森林管理による吸収源対策を引き続き積極的に推進していくため、低炭素社会実行計画の目標達成やカーボン・オフセット等に活用できるクレジットを認証するJ-クレジット制度を着実に実施していく。

→J-クレジット制度の対象期間を2030年度まで延長(2016年9月28日)

第6節 国民運動の展開（抜粋）

J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの取組を推進するとともに、カーボン・オフセットされた製品・サービスの社会への普及を図る。

J-クレジット制度とは

- 省エネ再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度であり、経済産業省・環境省・農林水産省が運営。
- 本制度により、民間企業・自治体等の省エネ・低炭素投資等を促進し、クレジットの活用で国内の資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指す。



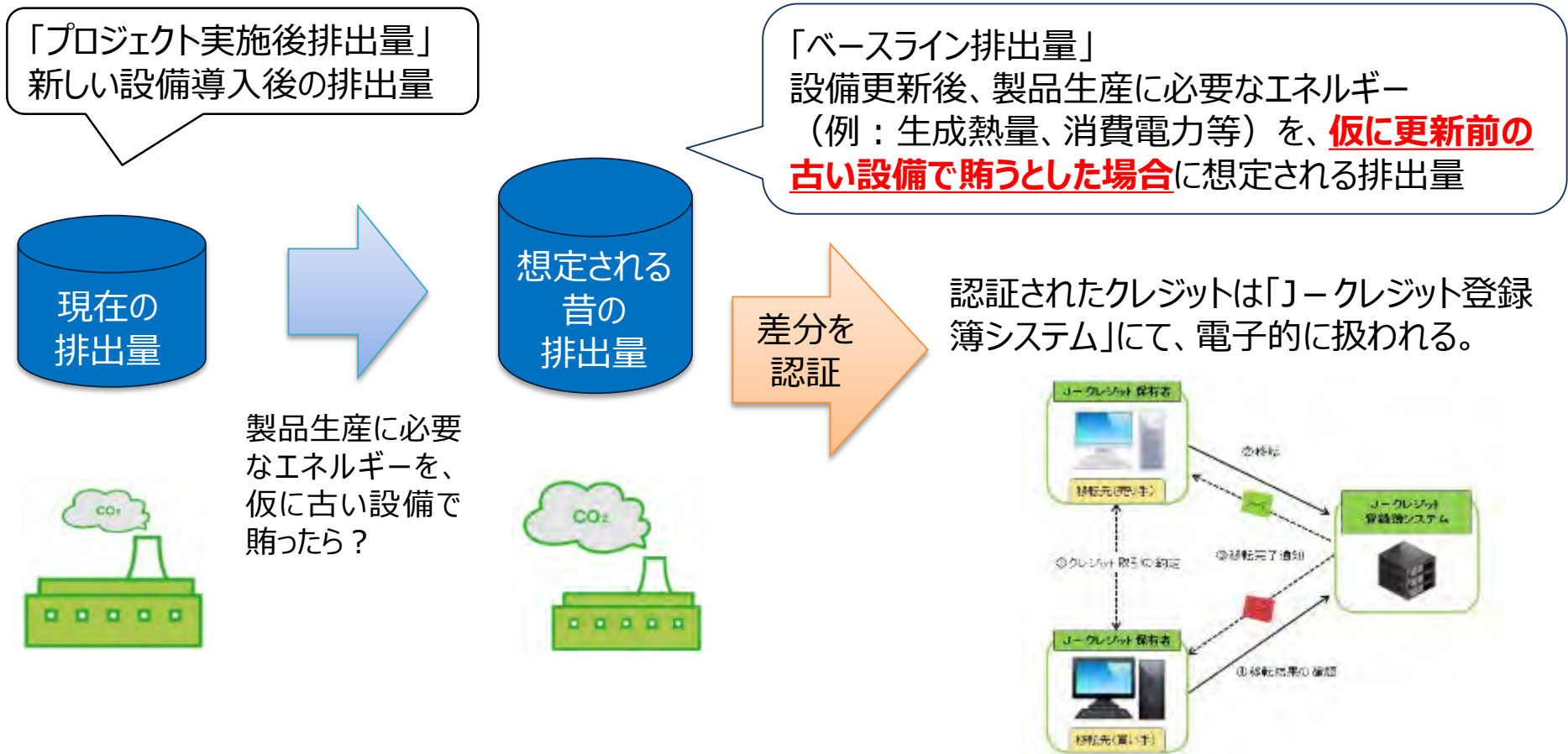
クレジット認証の考え方



ベースライン アンド クレジット

ベースライン排出量(対策を実施しなかった場合の想定CO₂排出量)とプロジェクト実施後排出量との差である排出削減量を「J-クレジット」として認証

- 「プロジェクト実施後排出量」と「ベースライン排出量」の差分である排出削減量を、国が「J-クレジット」として認証する。
- 「ベースライン排出量」とは、仮にプロジェクトを実施しなかった場合に想定されるCO2排出量を指す。



プロジェクト実施者 (クレジット創出者)

- ① 省エネルギー対策の実施によるランニングコストの低減効果
- ② クレジット売却益
- ③ 地球温暖化対策への積極的な取組みに対するPR効果
- ④ J-クレジット制度に関わる企業や自治体との関係強化

クレジット活用者

- ① 低炭素社会実行計画の目標達成
- ② カーボン・オフセット、CSR活動（環境・地域貢献）等
- ③ 温対法の調整後温室効果ガス排出量の報告
- ④ CDP質問書等への活用
- ⑤ ASSET事業の削減目標達成への利用
- ⑥ 省エネ法の共同省エネルギー事業の報告

- 様々な排出削減・吸収事業が対象であり、誰でもJ-クレジット創出者の可能性あり
- 多様な事業者が様々な排出削減・吸収事業を登録済み

参加事業者の制限なし

大企業、中小企業、地方自治体、地域コミュニティ、・・・

温室効果ガス排出削減・吸収事業を
既に実施済みでもOK

申請日から遡って2年前以降に実施されたものが対象

設備導入（新規/更新）のために国または
地方自治体から補助金を受けていてもOK

設備導入の際に他の補助金を受けていても対象
（一部例外あり）

排出削減・吸収事業の認証対象期間は
8年間

様々な設備（新規/更新）や事業が対象

分類	対象となる設備や事業 （一部抜粋）
省エネルギー	ボイラー
	照明設備
	空調設備
	ヒートポンプ
	コジェネレーション
	工業炉
再生可能エネルギー	木質バイオマス
	太陽光発電
	バイオ液体燃料
廃棄物	食品廃棄物等の堆肥化
森林吸収	森林経営活動

登録の要件

- ① 日本国内で実施されること。
- ② プロジェクト登録を申請した日の2年前の日以降に実施されたものであること。
- ③ 認証対象期間の終了日が、8年を経過する日若しくは2031年3月31日のいずれか早い日を超えないこと。
- ④ 類似制度において、同一内容のプロジェクトが登録されていないこと。
- ⑤ 追加性を有すること。
※ 原則として、設備の投資回収年数が3年以上かどうかで追加性の有無を判断。
- ⑥ 方法論に基づいて実施されること。
- ⑦ 妥当性確認機関による妥当性確認を受けていること。
- ⑧ (吸収プロジェクトのみ) 持続性担保措置を取ること。
- ⑨ その他本制度の定める事項に合致していること。

認証の要件

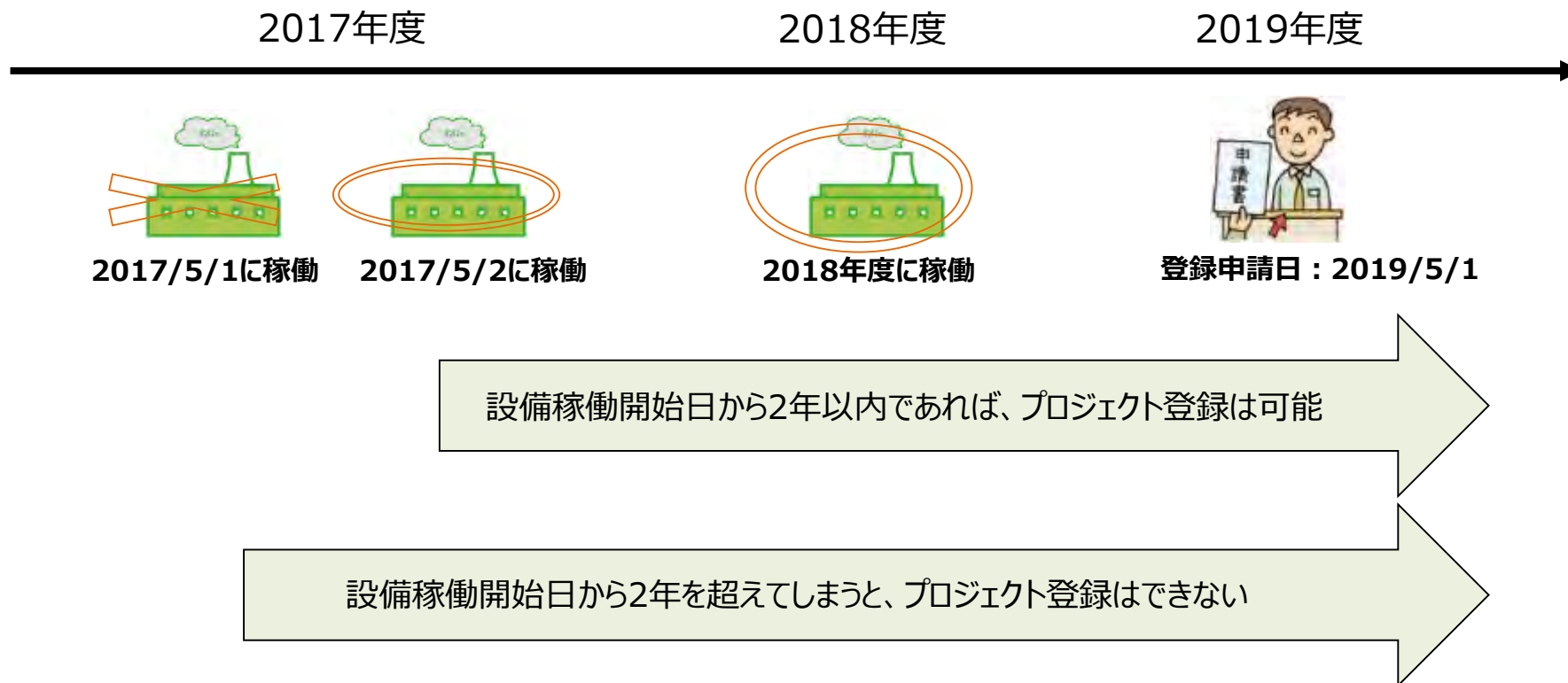
- ① プロジェクトを実施した結果生じていること。
- ② 排出削減・吸収量が、プロジェクト計画書に従って算定されていること。
- ③ 検証機関による検証を受けていること。
- ④ ②の排出削減・吸収量を算定した期間が、認証対象期間の開始日から8年を経過する日若しくは2031年3月31日のいずれか早い日を超えないこと。
- ⑤ 類似制度において、プロジェクト登録や排出削減・吸収量の認証を受けていないこと。
- ⑥ その他本制度の定める事項に合致していること。

(参考) J-クレジット制度への参加検討における確認ポイント(2年前ルール)

- 既に設備が稼働している場合について、プロジェクト登録を申請する日の2年前以降に稼働した設備が対象である。

- 仮に登録申請日が2019年5月1日の場合、2017年5月2日以降に稼働した設備が対象となる。
- 稼働開始時期は、「工事完了報告書」や「契約書」等の証跡を持って確認する。

例：登録申請日が2019年5月1日の場合



(参考) J-クレジット制度への参加検討における確認ポイント(追加性)

- 本制度がない場合に、経済的障壁等により排出削減活動が実施されない事業が対象。
(原則として、投資回収年数が3年以上又は、ランニングコストが上昇する事業が対象)

$$\text{投資回収年数} = \frac{\text{設備投資費用} - \text{補助金額}}{\text{年間のランニングコスト削減額}} \geq 3$$

【ランニングコストについて】

- プロジェクト実施前後で同等の活動量を想定する。
- 燃料等の単価は、プロジェクト開始前の直近1年間の平均単価と、プロジェクト実施後直後の購入契約単価を用いる。
- クレジット売却収益は計算に含めない。

例：ボイラーの更新



設備投資額等	金額(千円)
設備投資費用	10,000
補助金	5,000

ランニングコスト	金額(千円/年)
ベースライン 燃料費等	1,000
プロジェクト実施後 燃料費等	300

投資回収年数 = 5,000 (千円) ÷ 700 (千円/年)
≒ 7年より追加性を有する。

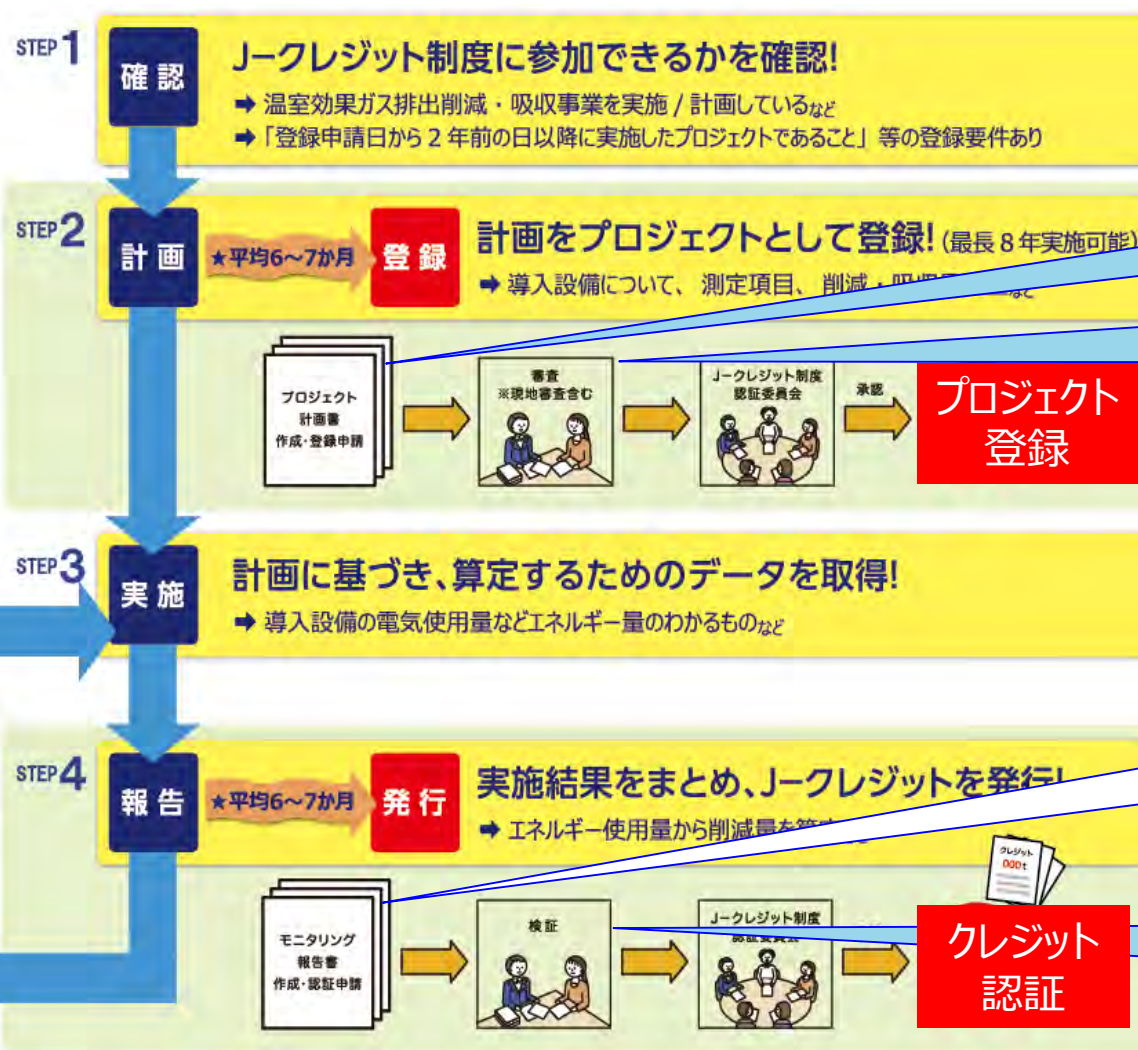
(参考) 【補足】追加性評価が不要な活動について (ポジティブリスト)

- ポジティブリストに含まれる活動については、追加性評価は不要である。
(ポジティブリストは毎年度見直しを実施している。)

方法論	補足
EN-S-006「照明設備の導入」	家庭部門における電球型LEDランプの新設プロジェクトに限る
EN-S-007「コージェネレーションの導入」	家庭部門に限る
EN-S-012「電気自動車の導入」	—
EN-S-016「冷凍・冷蔵設備の導入」	家庭部門における新設プロジェクトに限る
EN-S-024「テレビジョン受信機の更新」	家庭部門における、かつベースライン設備効率としてトップランナー基準を適用するプロジェクトに限る
EN-R-002「太陽光発電設備の導入」	家庭部門に限る
IN-002「麻酔用N2Oガス回収・分解システムの導入」	—
AG-001「豚・ブロイラーへのアミノ酸バランス改善飼料の給餌」	—
FO-002「植林活動」	—

クレジット創出の流れ（概要版）と各種サポート

- クレジット創出の際には、制度事務局による様々なサポート（書類作成や費用支援など）あり



制度事務局によるサポート
(※1、中小企業等で、
100t-CO₂/年以上の削減が見込まれる場合)

計画書(PDD)の作成代行
※1

審査(妥当性確認)
の費用支援※1

モニタリング報告書の作成
アドバイス (電話・メール)

審査(検証)
の費用支援※2

(※2、認証申請あたり
100t-CO₂以上の削減が見込まれる場合)

※) 支援条件の詳細について、制度事務局HPに掲載しております。

J-クレジット制度 国・事務局による支援制度

- 支援対象者・支援条件を満たすことで、支援制度を利用可能
- 支援内容は毎年度見直しあり

プロジェクト計画書作成に関する支援

支援対象者	• 中小企業基本法の対象事業者 • 自治体 • 公益法人（一般/公益社団法人、一般/公益財団法人、医療法人、福祉法人、学校法人等）
支援条件	• 1事業者当たり1方法論につき1回限り • 方法論あたりのCO2削減・吸収見込量が年平均100t-CO2以上の事業であること

審査費用に関する支援

	妥当性確認（プロジェクト登録に関する審査）	検証（クレジット認証に関する審査）
支援対象者	• 中小企業基本法の対象事業者 • 自治体 • 公益法人（一般/公益社団法人、一般/公益財団法人、医療法人、福祉法人、学校法人等）	
支援回数	• 通常型：1事業につき1年間に2回まで • プログラム型：1運営・管理者につき1年間に1回まで ※ただし、同じ方法論で2回受けることは不可。	• 通常型：1事業につき2年間に1回まで • プログラム型：1事業につき1年間に1回まで
支援条件	• CO2削減・吸収見込量が年平均100t-CO2以上の事業であること	• 認証申請当たりのCO2排出削減・吸収量が100t-CO2以上であること。

※審査費用支援の執行額が予算上限額に達した場合、年度途中で受付を終了する場合あり

・通常型プロジェクト

基本的には1つの工場・事業所等における削減活動を1つのプロジェクトとして登録する形態。

・プログラム型プロジェクト

家庭の屋根に太陽光発電設備を導入など、複数の削減活動を取りまとめ1つのプロジェクトとして登録する形態。

■通常型

つくる人
(実施者)

想定されるプロジェクト登録者：
工場や事業所等にて設備更新をする企業・自治体等

■プログラム型

主な方法論：太陽光発電設備の導入、コージェネレーションの導入、電気自動車の導入など

とりまとめる人(管理者)

つくる人たち(実施者)

団体・組織・委員会など

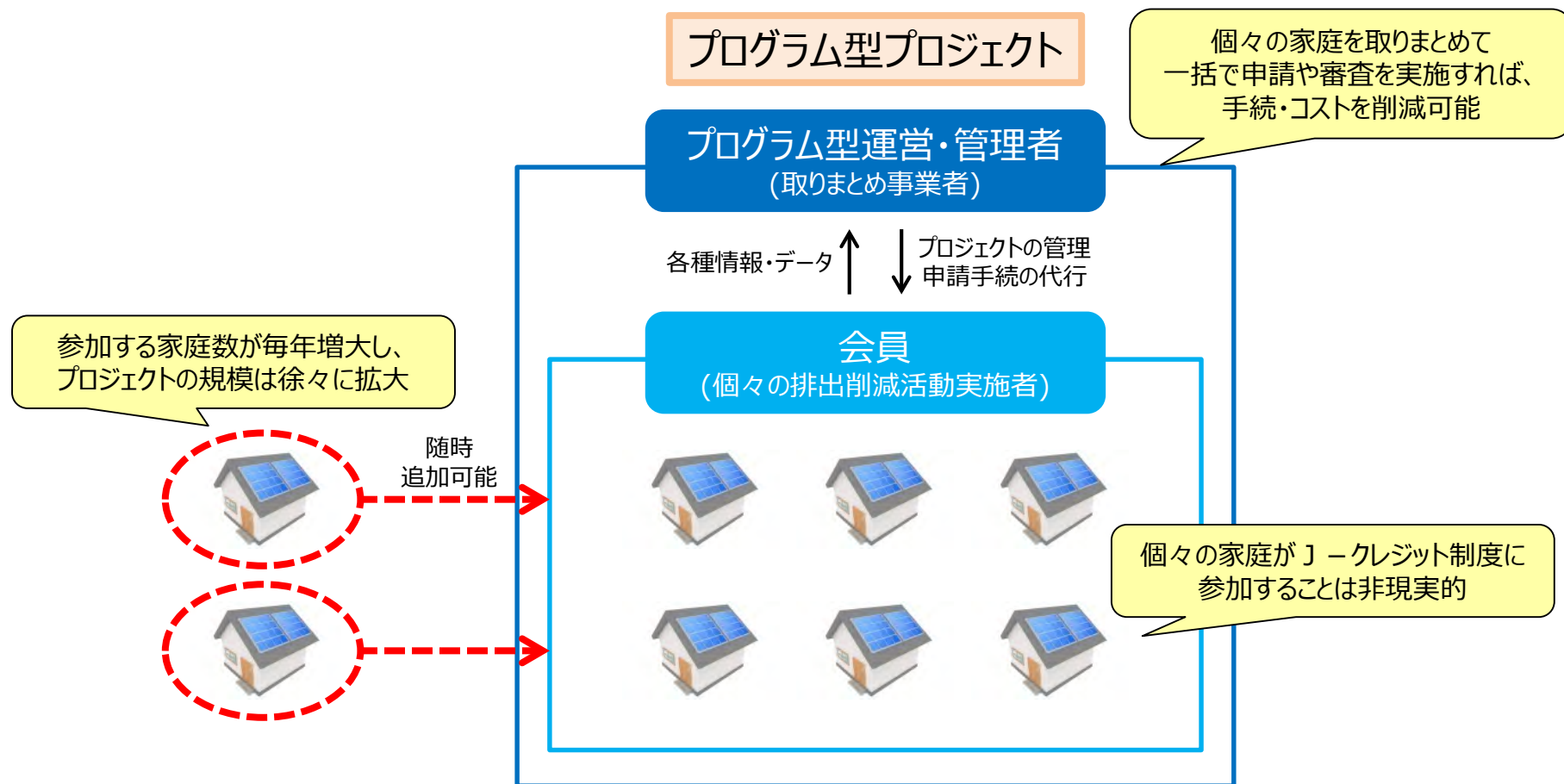


- ・小さな活動をまとめてひとつのプロジェクトにします。
- ・つくる人たちは随時追加可能です。

想定されるプロジェクト登録者：
燃料供給会社、商店街組合/農協、設備販売/施工会社、補助金交付主体(自治体等)

プログラム型プロジェクトについて

- 「プログラム型プロジェクト」のメリットとしては以下があげられる。
 - ① 単独では非現実的な小規模な削減活動から J-クレジットを創出することが可能。
 - ② 削減活動を随時追加することで、プロジェクトの規模を拡大することが可能。
 - ③ 登録や審査等にかかる手続・コストを削減することが可能。



- 対象となるプロジェクトは、制度で承認された方法論に基づく必要がある。
- 方法論とは、温室効果ガスを削減する技術や方法ごとに排出削減算定方法やモニタリング方法等を規定したもの。
- 各方法論には適用するための条件があり、全て満たす必要がある。

方法論の分類

●エネルギー分野（EN）

✓省エネルギー等分野（EN-S）

化石燃料の使用を抑えること等によりエネルギー由来CO₂を削減する分野。

✓再生可能エネルギー分野（EN-R）

化石燃料を再生可能エネルギーに代替することによりエネルギー由来CO₂を削減する分野。

●工業プロセス分野（IN）

工業プロセスにおける化学的又は物理的变化により排出される温室効果ガスを削減する分野。

●農業分野（AG）

農業分野において排出される家畜由来又は農地由来の温室効果ガスを削減する分野。

●廃棄物分野（WA）

廃棄物の処理に伴い排出される温室効果ガスを削減する分野。

●森林分野（FO）

森林施業の実施により温室効果ガスを吸収する分野。

《方法論の適用条件例》

ボイラーの導入

条件1	ベースラインのボイラーよりも効率のよいボイラーを導入すること。
条件2	ボイラーで生産した蒸気、温水又は熱媒油の熱の全部又は一部を 自家消費 すること。

太陽光発電設備の導入

条件1	太陽光発電設備を設置すること。
条件2	原則として、太陽光発電設備で発電した電力の全部又は一部を、 自家消費 すること。
条件3	太陽光発電設備で発電した電力が、系統電力等を代替するものであること。

クレジット創出の方法論一覧①

- J-クレジット制度では、現在、62の方法論を承認

➤ 内訳：省エネルギー等41、再生可能エネルギー9、工業プロセス5、農業3、廃棄物2、森林2

 よく使われているもの

 凍結中

分類	方法論名称
省エネルギー等	ボイラーの導入
	ヒートポンプの導入
	工業炉の更新
	空調設備の導入
	ポンプ・ファン類への間欠運転制御、インバーター制御又は台数制御の導入
	照明設備の導入
	コージェネレーションの導入
	変圧器の更新
	外部の効率のよい熱源設備を有する事業者からの熱供給への切替え
	未利用廃熱の発電利用
	未利用廃熱の熱源利用
	電気自動車の導入
	ITを活用したプロパンガスの配送効率化
	ITを活用した検針活動の削減
	自動販売機の導入
	園芸用施設における炭酸ガス施用システムの導入

クレジット創出の方法論一覧②



よく使われているもの



凍結中

分類	方法論名称
省エネルギー等	冷凍・冷蔵設備の導入
	ロールアイロナーの更新
	電動式船舶への更新
	廃棄物由来燃料による化石燃料又は系統電力の代替
	ポンプ・ファン類の更新
	電動式建設機械・産業車両への更新
	生産設備(工作機械、プレス機械又は射出成型機)の更新
	ドライブを支援するデジタルタコグラフ等装置の導入及び利用
	テレビジョン受信機の更新
	自家用発電機の更新
	乾燥設備の更新
	屋上緑化による空調に用いるエネルギー消費削減
	ハイブリッド式建設機械・産業車両への更新
	天然ガス自動車の導入
	印刷機の更新
	サーバー設備の更新
	節水型水まわり住宅設備の導入
	外部データセンターへのサーバー設備移設による空調設備の効率化
	エコドライブ支援機能を有するカーナビゲーションシステムの導入及び利用
	海上コンテナの陸上輸送の効率化
	下水汚泥脱水機の更新による汚泥処理プロセスに用いる化石燃料消費削減
	共同配送への変更
	冷媒処理施設の導入
	省エネルギー住宅の新築又は省エネルギー住宅への改築
	ポルトランドセメント配合量の少ないコンクリートの打設

クレジット創出の方法論一覧③



よく使われているもの

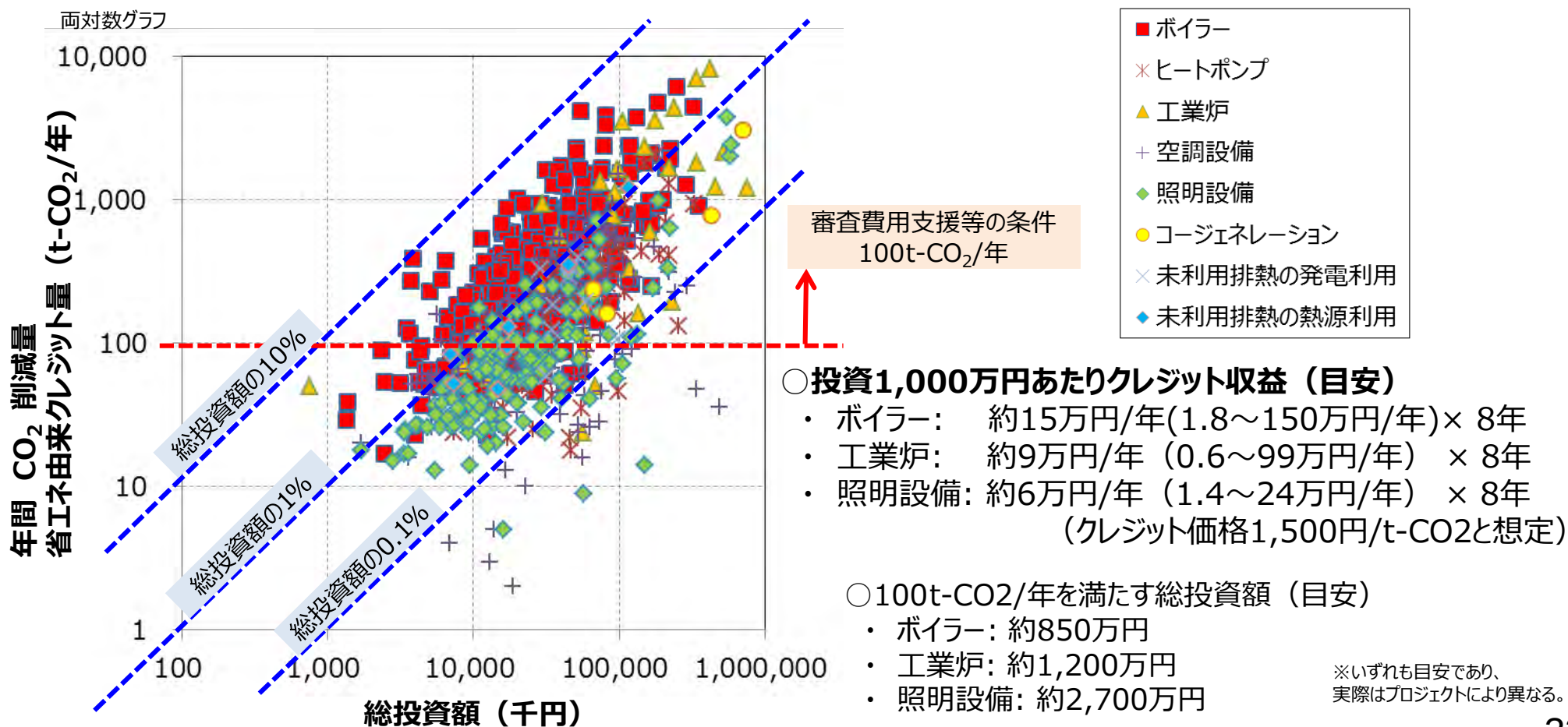


凍結中

分類	方法論名称
再生可能エネルギー	バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替
	太陽光発電設備の導入
	再生可能エネルギー熱を利用する熱源設備の導入
	バイオ液体燃料（BDF・バイオエタノール・バイオオイル）による化石燃料又は系統電力の代替
	バイオマス固形燃料（廃棄物由来バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替
	水力発電設備の導入
	バイオガス（嫌気性発酵によるメタンガス）による化石燃料又は系統電力の代替
	風力発電設備の導入
	再生可能エネルギー熱を利用する発電設備の導入
工業プロセス	マグネシウム溶解鑄造用カバーガスの変更
	麻酔用N2Oガス回収・分解システムの導入
	液晶TFTアレイ工程におけるSF6からCOF2への使用ガス代替
	温室効果ガス不使用絶縁開閉装置等の導入
	機器のメンテナンス等で使用されるダストブロワー缶製品の温室効果ガス削減
農業	豚・ブロイラーへの低タンパク配合飼料の給餌
	家畜排せつ物管理方法の変更
	茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施肥
廃棄物	微生物活性剤を利用した汚泥減容による、焼却処理に用いる化石燃料の削減
	食品廃棄物等の埋立から堆肥化への処分方法の変更
森林	森林経営活動
	植林活動

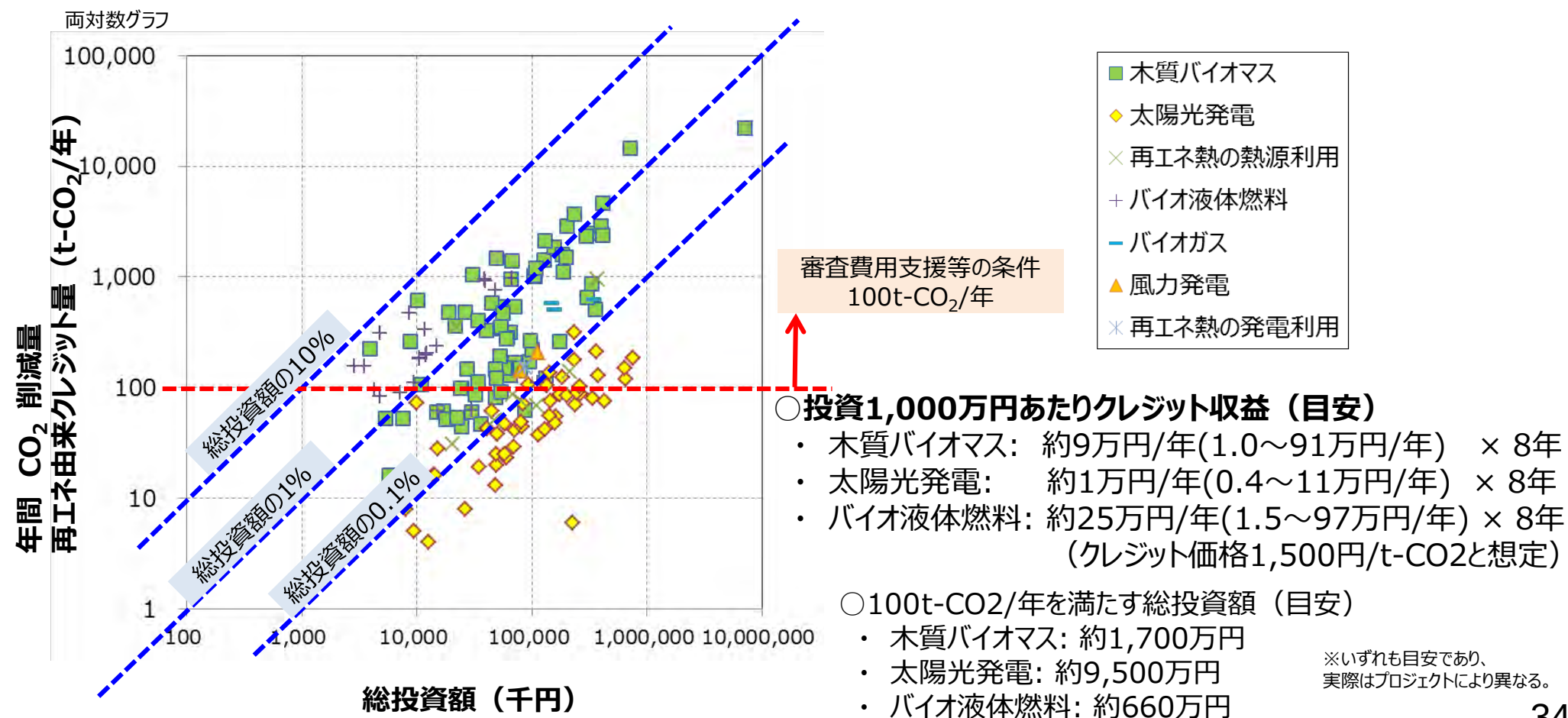
- 制度事務局の支援を受けることができる100t-CO₂/年を満たすためには、総投資額は1,000万円以上が目安
- クレジット収益は総投資額の約1% (10%の収益を上げるケースも)

省エネ設備導入における 総投資額 と 年間CO₂削減量



- 制度事務局の支援を受けることができる100t-CO₂/年を満たすためには、総投資額は数千万円～数億円以上が目安。
- クレジット収益は総投資額の約0.1～1% (プロジェクトによりバラつき大)

再エネ設備導入における 総投資額 と 年間CO₂削減量



J-クレジット制度 登録件数・認証回数 と 認証見込量・認証量 の状況

プロジェクト登録

登録件数

累計790件

認証見込量

累計約1088万t-CO₂

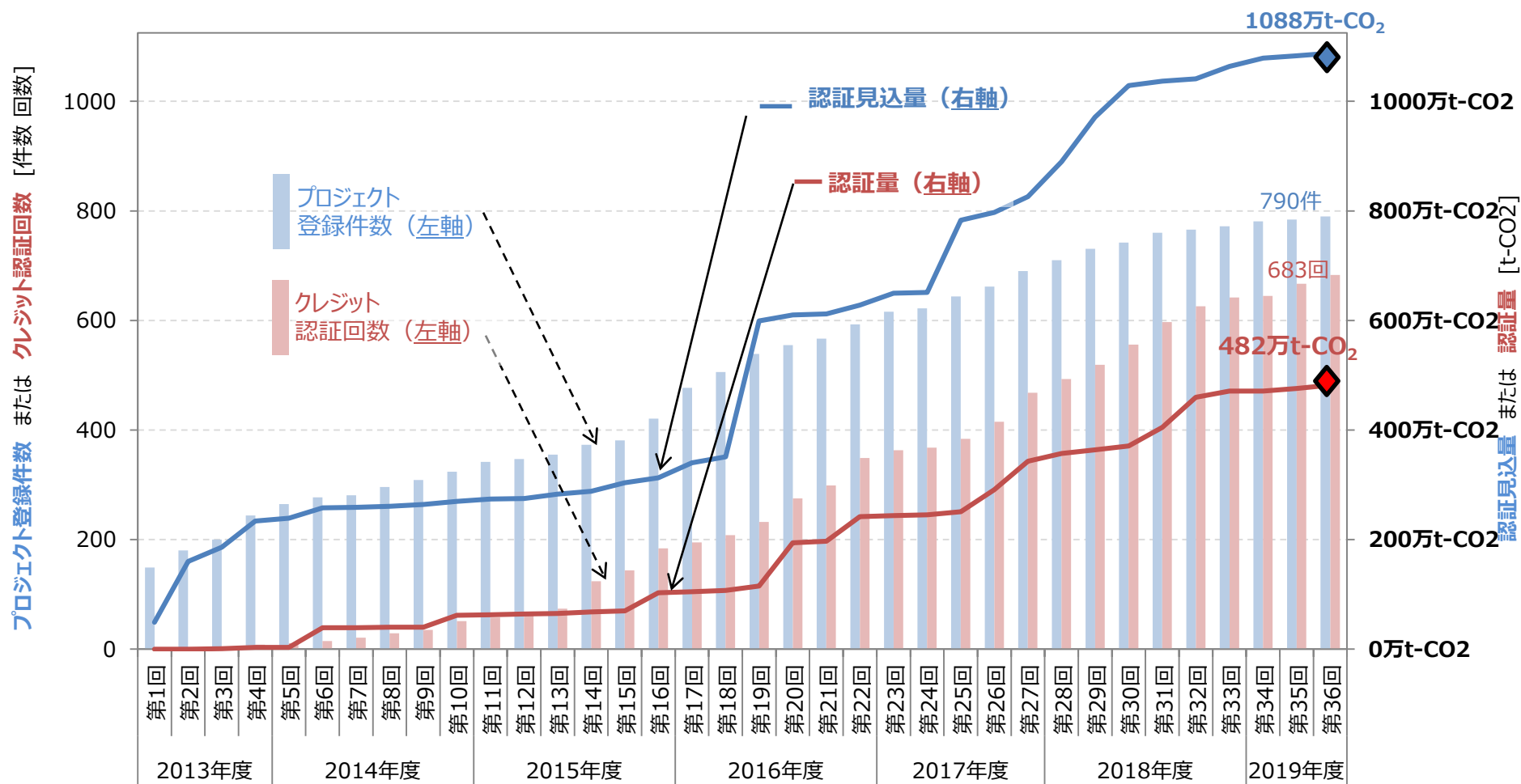
クレジット認証

認証回数

累計683回

認証量

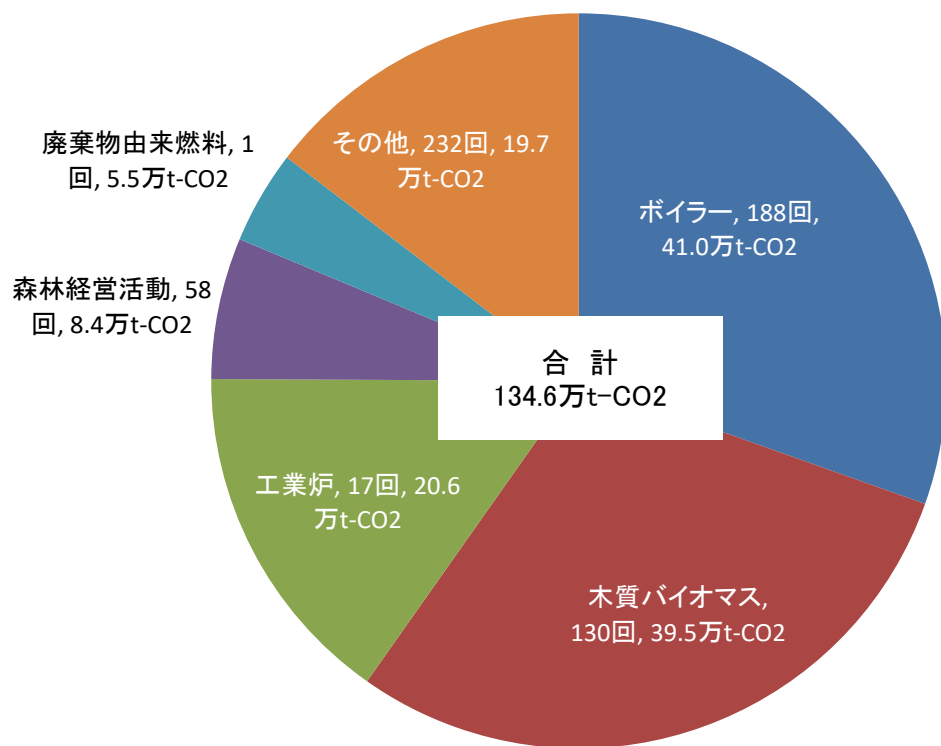
累計約482万t-CO₂



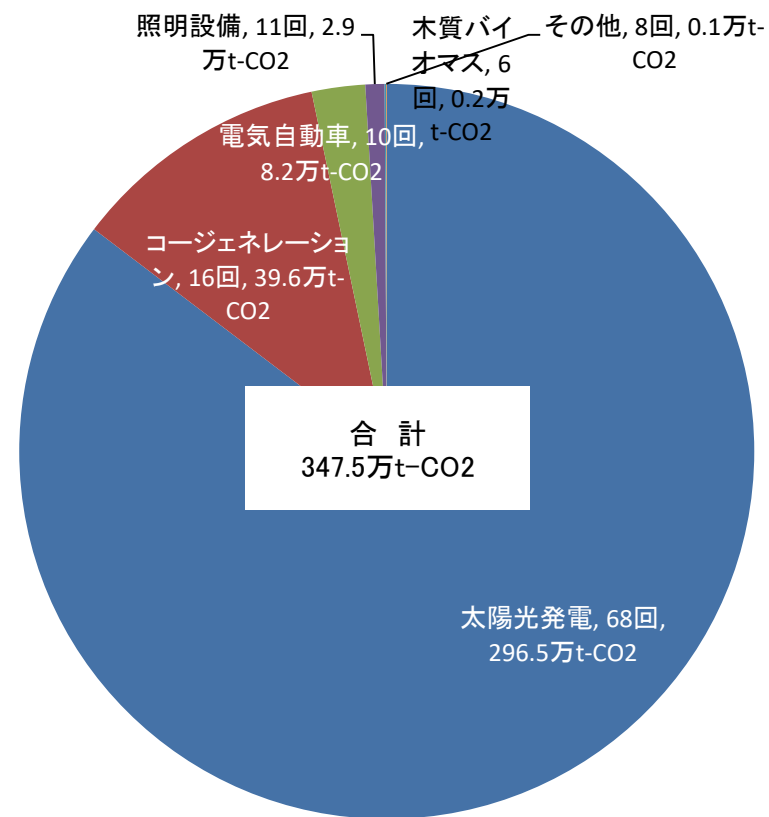
※各グラフの値は旧制度からの移行分を含む。

2019年10月1日(第36回認証委員会終了時)時点の実績

方法論別の分類
(通常型プロジェクト)



方法論別の分類
(プログラム型プロジェクト)



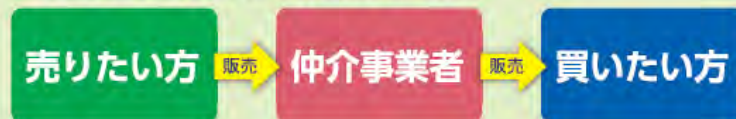
※旧制度からの移行プロジェクトを含む

- クレジットは、「①相対取引」と「②入札販売」の2つの方法がある

- ① 相対取引：制度HPに売り出しクレジットを掲載 または 仲介事業者を利用
↓（掲載後6か月以上経過しても取引が成立しない場合）
- ② 入札販売：政府保有クレジットと合わせて、入札を実施

① 相対取引

■ 仲介事業者を利用する場合



- ・ 仲介事業者*を介した相対取引（売買仲介）でクレジットの売買価格と売買量を決めます。

*Jークレジット・プロバイダー等

■ Jークレジット制度HPを利用する場合



- ・ 売りたい方と買いたい方との相対取引で、クレジットの売買価格と売買量を決めます。

② 入札販売

Jークレジット制度HP「売り出しクレジット一覧」へ掲載後、6か月以上取引が成立していない場合、希望者は入札販売の対象となります。



- ・ クレジットの売買価格と売買量は、落札によって確定します。
- ・ 販売クレジットは、政府保有クレジット分を含めて実施します。



クレジットの**落札価格**は、「Jークレジット制度HP」に掲載の入札販売のページをご参照ください。
<https://japancredit.go.jp/tender/>

(参考) 売り出しクレジット一覧

- 売り手が希望したクレジット情報を掲載
(URL :
<https://japancredit.go.jp/sale/>)
- 実施場所・実施地域・プロジェクト種別・クレジット量等に基づく検索、クレジット量に基づくソートが可能
- 販売価格は非公開（クレジット保有者と買いたい事業者の相対取引の中で決定）
- HPに各クレジットの保有者の連絡先を掲載

売り出しクレジット一覧

クレジットの売却または購入に関わる各料に相談（売買仲介料、売買仲介プロジェクト、仲介費）がござい
ます。また、「売買の相談」ボタンよりお電話にて事務局にご相談ください。

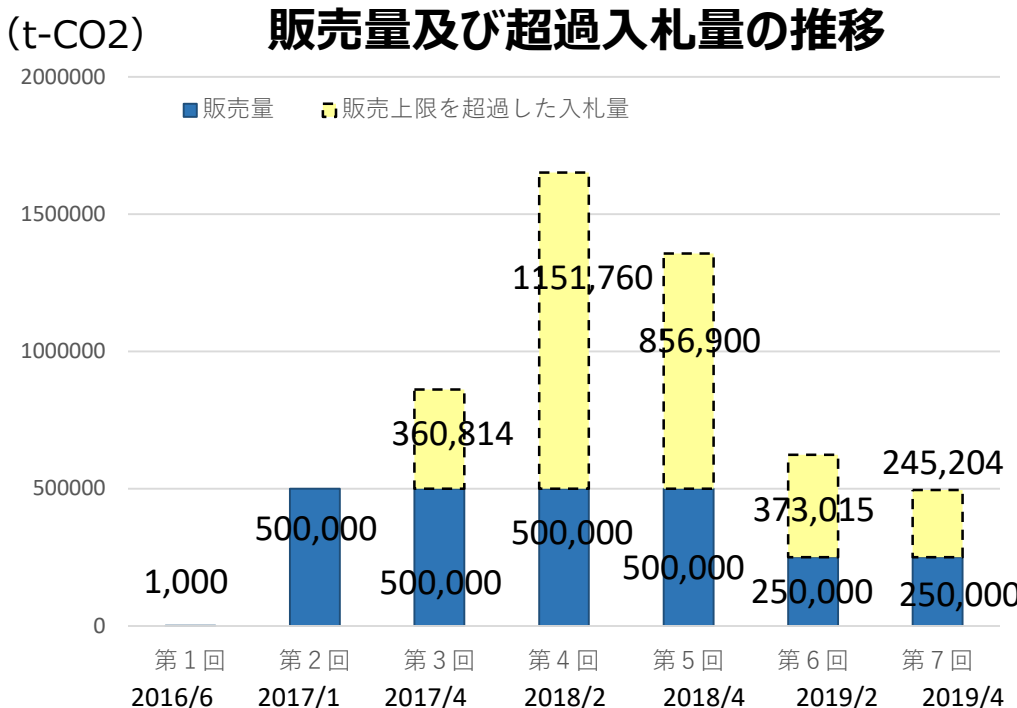
元氣のご相談 

総証済みのクレジット		総証済みのクレジット	
実施地域	都道府県から選択	選択してください	▼
実施場所	選択してください	▼	
対象名	M1 クレジット	▼ 選択してください	M1のER
プロジェクト選択	選択してください	▼	
クレジット取得名	クレジット取得名		
排出削減・削減計算値 (t-CO2/年)	例)1000	± CO2	例)1000
フリーワード検索	フリーワード		
※プロジェクト名称、実施地域、実施業種、プロジェクト種類、クレジットの取得、換算方法等の名称を入力します。			
上記条件で検索する		リセット	

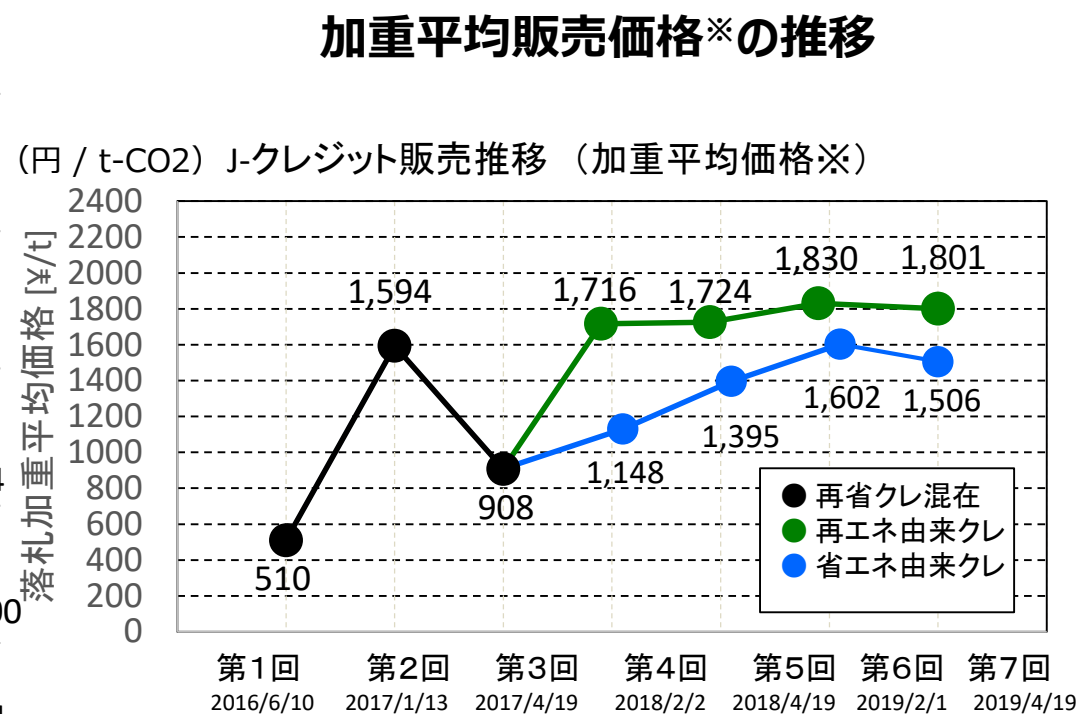
🔍 檢索結果

[illegible]

- 2019年4月実施の第7回J-クレジット入札販売では、25万t-CO₂の販売量に対し、約50万t-CO₂の入札。第3回から落札加重平均販売価格は上昇傾向。
- J-クレジット入札販売の推移から、クレジットの需要が高まっている。



※第1回、第2回の入札量については公表していない。



※落札価格に当該落札トン数を乗じた合計を総販売量で除したもの。
 ※入札の詳細について、制度事務局HPをご覧ください。

- クレジットの活用方法は様々あり、活用の幅も年々広がっています。



再エネ発電由来のJ-クレジットは、CDP質問書での報告、RE100達成のための再エネ調達量として活用できます

CDPは、投資家向けに企業の環境情報の提供を行うことを目的とした国際的なNGO。気候変動等に関わる事業リスクについて、企業がどのように対応しているか、質問書形式で調査し、評価したうえで公表するもの。

RE100は、事業活動で使用する電力を、全て再生可能エネルギー由来の電力で賄うことをコミットした企業が参加する国際的なイニシアチブ。

温対法の排出量調整、電気事業者の排出係数調整に活用できます

温対法（地球温暖化対策の推進に関する法律）における排出量の調整に報告できます。また、電気事業者が、温対法の算定・報告・公表制度で公表される電気事業者別排出係数や、メニュー別の排出係数の調整に活用できます。



カーボン・オフセットに活用できます

環境への貢献PR、企業や製品の差別化、ブランディングに利用可能です。

活用事例：G7 伊勢志摩サミットのカーボン・オフセット（2016年度）
山の日カーボン・オフセットキャンペーン（2016～2018年度）
国立公園カーボン・オフセットキャンペーン（2017・2018年度）等

【参考】活用用途の拡大 再エネ発電起源 J-クレジットのCDP報告への活用

- 2017年4月に再生可能エネルギー(電力)由来のJ-クレジットに (従来のt-CO2表示に加えて) 『MWh表示』を追加しています。
- この『MWh表示値』を再生可能エネルギー(電力)量として、CDP質問書の報告やRE100達成に利用できるようになりました。



再エネ由来のJ-クレジットは
CDP※質問書に再エネ量として報告できます

詳細はJ-クレジット制度事務局までお問合せください。

※CDPは、投資家向けに企業の環境情報の提供を行うことを目的とした国際的な非営利団体。
気候変動等に関する事業リスクについて、企業がどのように対応しているか、質問書形式で調査し、
評価したうえで公表するもの。



RE 100

100% renewable power

再エネ由来のJ-クレジット(発電分)は
RE100※に再エネ電気として報告できます

詳細はJ-クレジット制度事務局までお問合せください。

※RE100は、事業活動で使用する電力を、
100%再エネ電力で賄うことをコミットした企業が参加する国際的なイニシアチブ。



再エネ由来クレジットには「MWh表示」を追加

制度名	プロジェクト番号	プロジェクト実施者・法人番号	実施地域	実施場所	プロジェクト概要	プロジェクト通別	再エネ(電力)(MWh)	再エネ(熱)(GJ)	省エネ(kl)	低炭素社会 実行計画 への利用	売却 可能量 最小 (t-CO2)	売却 可能量 最大 (t-CO2)	クレジット保有者 連絡先
J-クレジット	P11			住宅	住宅における太陽光発電設備の導入	排出削減(再エネ)	4,150	-	-	可	10	1,012	
J-クレジット	P11			住宅	住宅における太陽光発電設備の導入	排出削減(再エネ)	2,969	-	-	可	10	1,644	

※詳細は、制度事務局までお問い合わせください。

J-クレジット等 無効化・償却 状況①

- 全認証量(※)690万t-CO₂中、これまでに無効化されたクレジットは、392万 t-CO₂

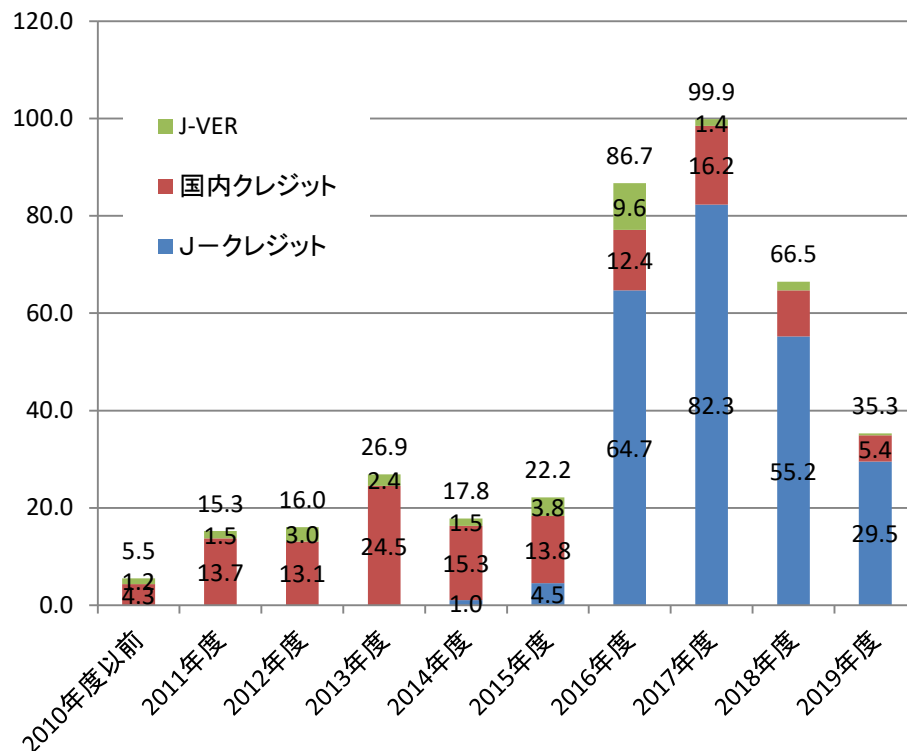
無効化とは、J-クレジット登録簿上でJ-クレジット、J-V E Rを無効化償却口座に移転し、それ以降移転できない状態にすることを指す。
償却とは、J-クレジット登録簿上で国内クレジットを無効化償却口座に移転し、それ以降移転できない状態にすることを指す。

- 排出係数の調整への活用を中心に、再エネ目的の活用も徐々に拡大。

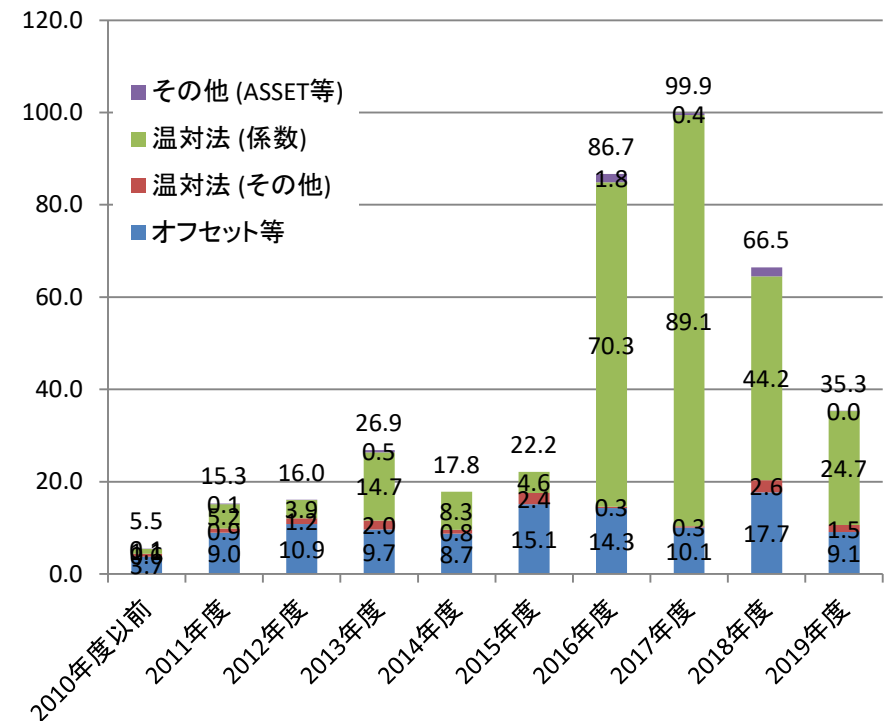
(※ J-クレジット・国内クレジット・J-VER全てを含む認証クレジット)

クレジット種別・目的別 無効化・償却量推移(単年度推移)

(万t-CO₂)



(万t-CO₂)

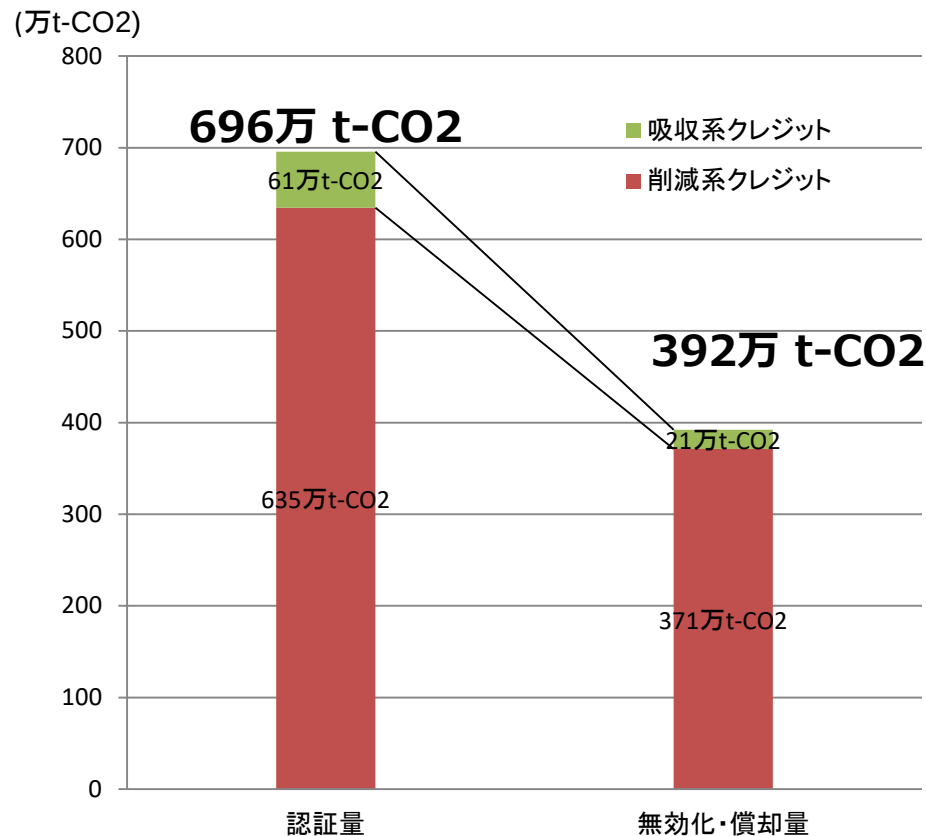


2019年9月2日時点の実績

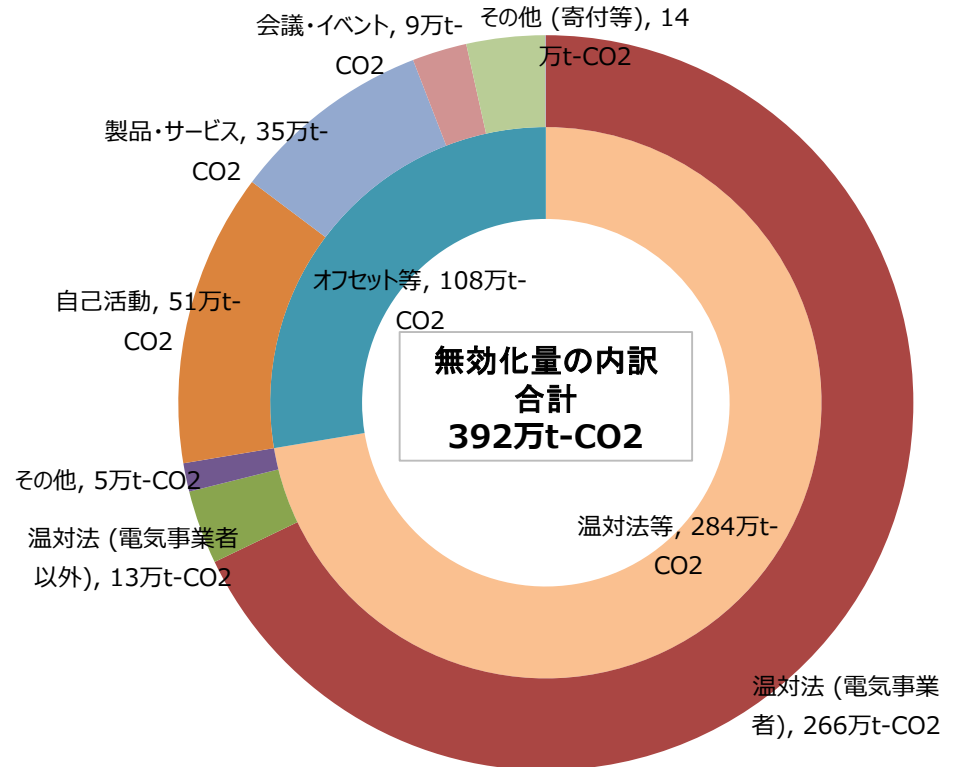
J-クレジット等 無効化・償却 状況②

- 削減系クレジットと吸収系クレジットの無効化率は、それぞれ約59%, 約34%
- 電力の排出係数調整、自己活動（CSR）や製品・サービスのオフセットへの利用が多い

クレジット種別 認証量と無効化量（累積値）



無効化・償却量の内訳（累積）



※各グラフの値は旧制度での認証クレジット分を含む。

2019年9月24日時点の実績



●J-クレジット制度 全般に関するお問合せ●

J-クレジット制度事務局

みずほ情報総研株式会社 環境エネルギー第2部

TEL : 03-5281-7588

(制度全般) E-mail : help@jcre.jp

(登録簿関係) E-mail : registry@jcre.jp

受付時間 : 平日 (月～金) 9:30～12:00 / 13:00～17:30

HP : <https://japancredit.go.jp/>

制度の最新情報・クレジット創出支援内・クレジット創出事例・クレジット活用事例
など情報豊富です。

ご静聴ありがとうございました